



特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年6月26日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 : 茨城県神栖市東深芝18番地
 氏 名 : DIC EP株式会社 鹿島工場
 工場長 武田 信之
 電話番号 : 0299-93-8142

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2023年度の特別管

理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	鹿島工場
事 業 場 の 所 在 地	茨城県神栖市東深芝18
事 業 の 種 類	16 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	704.14t	全 处 理 委 託 量	704.14t
自 ら 再 生 利 用 を 行 う 特 別 管 理 产 業 廃 弃 物 の 量	0t	優 良 認 定 处 理 業 者 へ の 处 理 委 託 量	704.14t
自 ら 热 回 収 を 行 う 特 別 管 理 产 業 廃 弃 物 の 量	0t	再 生 利 用 業 者 へ の 处 理 委 託 量	0t
自 ら 中 間 处 理 に よ り 減 量 す る 特 別 管 理 产 業 廃 弃 物 の 量	0t	認 定 热 回 収 業 者 へ の 处 理 委 託 量	693.7t
自 ら 埋 立 处 分 又 は 海 洋 投 入 处 分 を 行 う 特 別 管 理 产 業 廃 弃 物 の 量	0t	認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 热 回 収 を 行 う 業 者 へ の 处 理 委 託 量	0t

電子情報処理組織の使用に関する事項

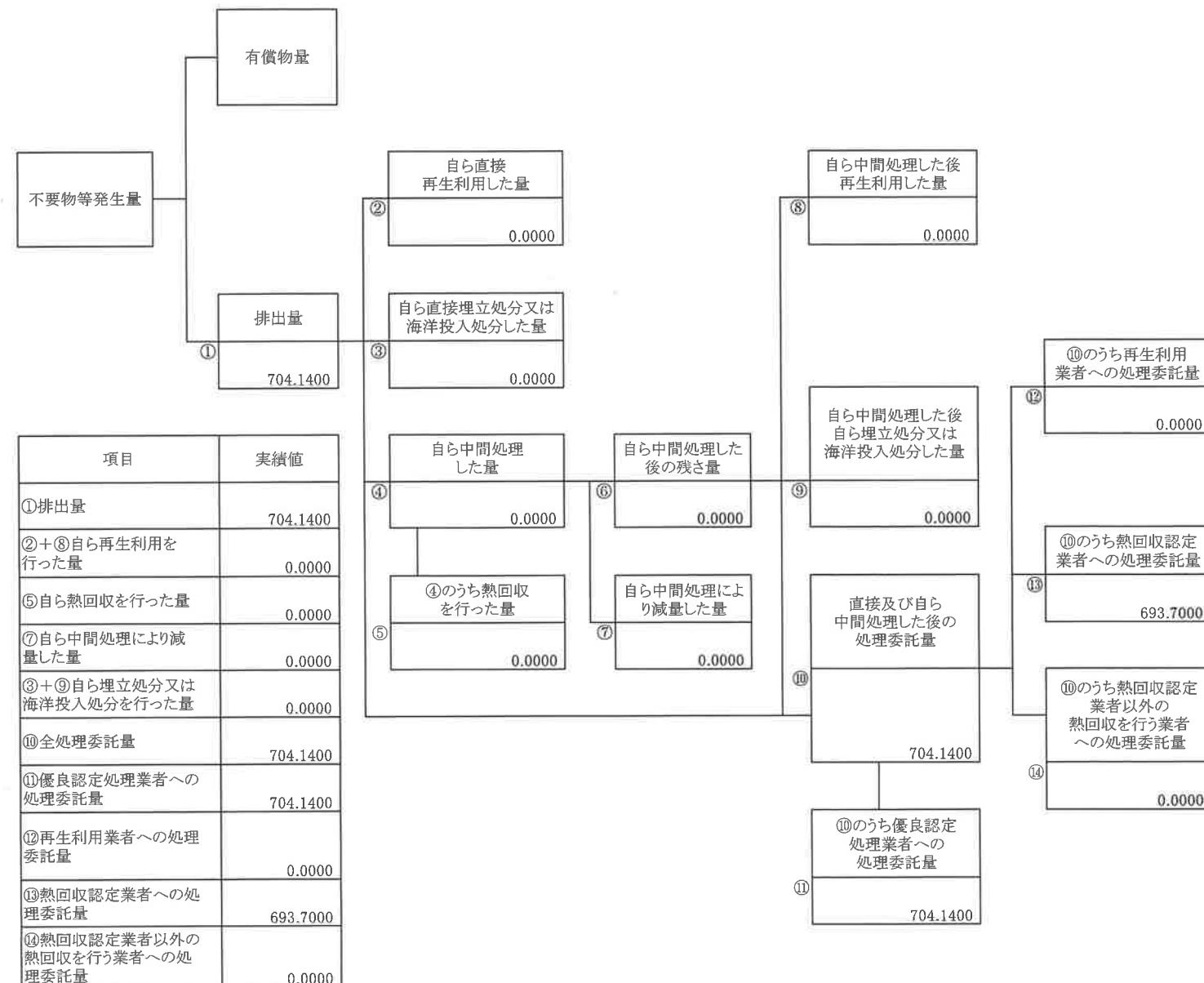
特 別 管 理 产 業 廃 弃 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々 年 度	t
	前 年 度	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
※事務処理欄		

(日本工業規格 A列4番)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:pH12.5以上の廃アルカリ)



(第2面)

別紙(品目別一覧) 表一
(
2023年度実績)

特別管理废弃物の種類	原単位:トン/年														実 営 (単位:トン/年)													
	① 排出量	② 自ら直接再生利用した量	③ 自ら回収処理立扱分又は海洋投入処分した量	④ 自ら中間処理を行った量	⑤ 自らのうち熱回収を行った量	⑥ 自ら中間処理した後の残さ量	⑦ 自ら中間処理により減量した量	⑧ 自ら中間処理した後、再生利用した量	⑨ 直接受け自ら中間処理した後の処理委託量	⑩ 自らのうち再生認定業者への処理委託量	⑪ 自らのうち熱回収認定業者への処理委託量	⑫ 自らのうち熱回収を行う業者への処理委託量	⑬ 排出量	⑭ 自ら再生利用を行った量	⑮ 自ら熱回収を行った量	⑯ 自ら中間処理により減量した量	⑰ 自ら独立扱分又は海洋投入部分を行った量	⑱ 再生利用業者への処理委託量	⑲ 熱回収認定業者への処理委託量	⑳ 熱回収認定業者以外の熱回収を行った量	㉑ 熱回収認定業者への処理委託量	㉒ 熱回収認定業者への処理委託量	㉓ 熱回収認定業者への処理委託量	㉔ 熱回収認定業者への処理委託量				
pH12.5以上の廃アルカリ	704.1400	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	704.1400	704.1400	0.0000	693.7000	0.0000	704.1400	0.0000	0.0000	0.0000	704.1400	704.1400	0.0000	693.7000	0.0000						
合計	704.1400	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	704.1400	704.1400	0.0000	693.7000	0.0000	704.1400	0.0000	0.0000	0.0000	704.1400	704.1400	0.0000	693.7000	0.0000						

別紙(品目別一覧) 表二

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。